

船舶事故調査報告書

平成30年10月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年3月11日 06時30分ごろ
発生場所	山口県防府市野島南方沖 周防野島灯台から真方位180° 2.1海里付近 (概位 北緯33° 54.1′ 東経131° 41.7′)
事故の概要	引船第五大千丸は、バージM3と引船列を構成して西進中、また、漁船弘淳丸は、えい網しながら東進中、第五大千丸と弘淳丸とが衝突した。
事故調査の経過	平成30年7月3日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第五大千丸、19トン 273-9584香川、有限会社大野海運 B バージ M3、約636トン なし、有限会社大野海運 C 漁船 弘淳丸、4.92トン YG3-45945（漁船登録番号）、山口県漁業協同組合
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 B なし C 船長C、一級小型
負傷者	なし
損傷	A なし B なし C 右舷防舷材の脱落等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：06時29分ごろ
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、作業員1人が乗ったB船と引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、山口県防府市野島の南方沖を約4～5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により西進した。 A船は、船長Aが、船橋で朝食をとり、前路に航行の支障となる船を認めなかったため、船橋後部に隣接する賄い室に入って朝食の後片付けを行っていたところ、船首部がC船の船首部と衝突した。 C船は、船長Cが1人で乗り組み、野島南方沖の漁場において、約3.5knの速力で自動操舵によりマンガと呼ばれる鉄製の桁を使用して桁網をえい網しながら東進を開始した。

	<p>C船は、東方に向けてえい網中、船長Cが、前路に航行の支障となる船を認めなかったため、後部甲板で下を向いて漁獲物の選別作業を行っていたところ、ふと顔を上げて船首方至近に迫ったA船に気づき、主機の回転を下げてリモコンで左舵を取った直後、A船と衝突した。</p>
分析	<p>A船引船列は、野島南方沖を西進中、船長Aが、船橋後部に隣接する賄い室で食事の後片付けをしていて見張りを行っていなかったことから、接近するC船に気付かず、A船とC船とが衝突したものと考えられる。</p> <p>C船は、野島南方沖をえい網しながら東進中、船長Cが、後部甲板で漁獲物の選別作業をしていて見張りを適切に行っていなかったことから、船首方至近となるまで接近するA船引船列に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、日出前の薄明時、野島南方沖において、A船引船列が西進中、C船がえい網しながら東進中、船長Aが見張りを行っておらず、また、船長Cが見張りを適切に行っていなかったため、A船とC船とが衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、他の作業などを行うことなく、常時適切な周囲の見張りを行うこと。